

続きまして、第九款の分担金及び負担金三十八万四千円の追加でございますが、保育所対象階層及び措置人数の変更等によります児童措置費負担金の増額でございます。

次に、第十款の使用料及び手数料二十五万九千円の追加は、国の戸籍手数料令の改正に伴いまして、平成五年一月一日から戸籍謄本及び抄本等の手数料が改定されますことによるその追加でございます。

次に、第十一款の国庫支出金の五百二十六万一千円の追加でございますが、心身障害者ホームヘルプサービス事業対象者の増によります負担金の七十万円と、保育単価の見直し等によります負担金四百五十六万一千円の増額による合計額でございます。

次に、第十二款の都支出金百八十六万三千円の減額でございますが、この内訳といたしましては、都負担金の二百六十三万円の追加は、心身障害者ホームヘルプサービス事業対象者がふえたことによります負担金三十五万円、国と同様に保育単価の見直し等によります児童措置費負担金二百二十八万円の増額でございます。また都補助金におきましては、六百十六万二千円の減額でございますが、保育所運営費補助金の単価改正によります当初見込みとの差三百十五万六千円の減額と、職員の人事異動等に伴います移管保育所運営費補助金九百八十七万六千円の減額、及び熊川保育園改築事業のうち、外構工事等の補助金六百八十七万円の増額との相殺によるものでございます。また都委託金で、外国人登録事務費委託金百六十六万九千円の追加でございますが、取り扱い件数の増等によるものでございまして、都支出金は差し引き百八十六万三千円の減額ということになるものでございます。

次に、第十三款の財産収入八千五百五十八万八千円の追加でございますが、都市計画道路三・四・七号線用地取得に伴います代替用地として、普通財産の売り払いをいたします、その際の収入でございます。

次に、第十四款の寄付金一千四百七十万円の追加でございますが、宅地開発等指導要綱に基づきます学校施設等整備事業寄付金一千四百六十万円と福生市熊川一四〇九番地の五、芝田基子氏より福祉事業への寄付金としてちょうだいをいたしました十万円との合計額でございます。

以上が歳入でございますが、合計いたしますと補正額は一億三千三百三十三万七千円の追加となりまして、歳入総額は二百十五億五千九百二十九万七千円と相なるところでございます。

付金としてちょうだいをいたしました十万円との合計額でございます。

以上が歳入でございますが、合計いたしますと補正額は一億三千三百三十三万七千円の追加となりまして、歳入総額は二百十五億五千九百二十九万七千円と相なるところでございます。

恐れ入ります、次に五ページをお願い申し上げます。歳出につきましては御説明を申し上げます。第二款の総務費のうちの総務管理費でございますが、一千六十五万八千円の追加でございます。これにつきましては、職員退職に伴います退職手当組合特別負担金一千一万三千円と、普通財産用地の売り払いに伴います価格、面積決定のための鑑定及び測量のための委託料六十四万五千円との合計額でございます。

次に第三款の民生費二百五十三万六千円の追加でございますが、社会福祉費におきまして百五十万円の追加は、社会福祉事業への寄付金によります社会福祉協議会補助金十万円と、心身障害者ホームヘルプサービス事業、対象者の増加等によります事業扶助費四十万円との合計額でございます。児童福祉費二千三万六千円の追加は、保育単価の見直しによります保育所児童措置委託事業費二千四百六十一万円の増額、児童数の増加等によります無認可保育室運営助成事業費百二十万一千円の増額、職員人事異動等によります福生熊川保育園運営委託料一千三百九十万五千円の減額、熊川保育園改築事業費に伴います外構工事等六百八十七万円の増額、並びに田園会館二階の学習室床張りかえ工事の百二十六万円の追加分との相殺によるものでございます。

続きまして、第七款の商工費でございますが、二百四十一万九千円の追加は、利用者の増加によります中小企業振興資金貸付事業費を追加しようとするものでございます。

次に第八款の土木費、一千六百四十六万円の追加でございますが、道路橋りょう費におきまして市道第一七四号線、一〇八〇号線及び一二四二号線の補修工事五百万円と、道路照明灯修繕委託料百十万円の追加、並びに五日市街道横断工事に伴います法面の一部用地買収費一千三十六万円の追加でございます。

次に第十款の教育費七千八百三十四万円の追加でございますが、この内訳といたしましては、教育総務費において一億二千四百六十万円の追加でございますが、学校施設等整備基金積立金でございます。なお、

これによりまして学校施設整備基金の総額は、二十四億三千四百六十一万円になる見込みでございます。小学校費の三千九十六万六千円の減額は、第二小学校、第四小学校、第五小学校の内装工事、防音機能復旧工事及び講堂除湿温度保持工事の入札差金等によるものでございます。次の中学校費の百四十九万円の減額は、第一中学校スプリンクラー改良工事の入札差金等でございます。次に学校給食費の三百八万一千円の減額は、第一給食センターボイラー及び蒸気管取りかえ工事で、入札差金及び機種等の変更によるものでございます。次の社会教育費の一千七十二万三千円の減額は、市民体育館の自火報設備改良工事、及び幼児用トイレ設置工事等の入札差金と、工事内容の変更によるもの、並びに市民会館駐車場新設工事の入札差金等によるものでございます。

続きまして第十一款、公債費三百五十六万六千円の減額でございますが、志茂公園事業及び熊川緑地事業に伴います起債の利率を、当初六％で計上いたしておりましたが、五・五％で確定をいたしましたので、減額をさせていただくものでございます。

次に第十二款、諸支出金三百七十四万四千円の追加でございますが、歳入の中でも御説明いたしました都市計画道路三・四・七号線の用地取得に伴います代替地につきまして、土地開発基金で取得をいたしておりました福生市武蔵野台一丁目一八番地の一四及び一五の一部の土地、二百六十四・四七平方メートルを普通財産に買い戻すためのものでございます。なお、この用地は昭和四十五年二月に取得をしていたものでございます。

次に第十三款、予備費四百一十一万六千円につきましては、財源調整をさせていただくものでございます。以上、歳出におきまして一億三千三百三十三万七千円の追加で、歳出予算総額は二百十五億五千九百二十九万七千円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百五号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託いたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案百五号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第八、議案第百六号、平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第百六号、平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入におきまして、厚生省が平成四年度、新たに百億円を予算措置され、国保財政が厳しい市町村を対象にして、より一層の事業改善の向上を図るよう保険料の収納率の向上のために、補助金として国保特別対策費補助金を、他方歳出におきまして老人保健拠出金等が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。

それでは三七ページをお開き願いたいと思います。まず総則でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千五百五十四万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十四億一千七百二十万三千円と定めようとするものでございます。

次に三九ページをお開き願いたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げ



次に、予備費でございますが、四百三十八万九千円を増額し、財源調整をするものでございます。したがって、歳出合計は、補正前と同額の二十四億六千三百四十万四千円と相なるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（赤星行人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百七号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十、議案第百八号、財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 宮城真一君登壇）

○企画財政部長（宮城真一君） 御指名をいただきましたので、議案第百八号、財産の取得について、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、新学習指導要領に基づきまして、平成五年度より中学校技術家庭科の指導内容に、新たに情報基礎の項目が加わり、そのための学校教員としてコンピューター等取得しようとするものでございまして、予定価格が二千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する

条例第三条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは動産の概要につきまして、御説明申し上げます。コンピューターの機種の選定につきましては、機器本体、ソフトの充実度、メンテナンス体制、研修関係等種々比較検討いたしまして、また中学校技術家庭科研究会の御意見を参考にし、選定いたしました結果、日本電気株式会社製のPC-98シリーズの機種を選定した次第でございます。

取得台数は、各中学校ともそれぞれコンピューターにつきましては教師用一台、生徒用二十台及び付帯設備一式、また机、いすにつきましては教師用一組、生徒用四十組となっております。

次に、契約の内容でございますが、本議案に記載してございますように、取得の目的が福生市立中学校教員用でございますので、取得の方法といたしましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、東京都新宿区西新宿七丁目二番一号、東洋通信工業株式会社代表取締役、本宮 誠でございます。

取得価格は五千九百十二万二千円でございます。この金額は消費税百七十二万二千円が含まれたものでございます。

本件の入札結果につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考にご供していただきたいと思います。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。議案第百八号につきましての説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 単純な質問ですが、三つの中学校に入れるわけですが、そうしますと別表でこの付帯設備は三式とすべきではないのですか。一式ということになると、ほかの学校も全部含めてその付帯設備一式でいいのかどうなのか、その数量、その辺ちょっと。これは簡単な書き方の問題かもしれませんが、その点。これでは付帯設備そのものが一つの学校だけというふうな形にしか受け取れないのですが、

どうなのか。

それからNECのPC-98シリーズですけれども、参考までにお聞きしたいのですけれども、生徒用のコンピュータは一台当たりのメーカー価格というのはどれくらいなのでしょう。

それからもう一つは、結局生徒用の机、いすは各中学校四十人分ずつ、四十組買うわけですが、コンピュータの方は二人に一台という形で、そういうふうにした形になるわけですけれども、二人で一台のコンピュータというふうにした理由は、主にどんな点があるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思うのです。教育的な面からなのか、財政的な面からなのか、そんなことも含めてひとつ微に入り細に入り、これは御説明いただきたいと思います。

○企画財政部長（宮城真一君） 最初に一点目の御質問につきまして、私の方から。別表につきましては三つの中学校を一つにまとめる形で登載をさせていただいております、したがってしまして、例えばコンピュータの台数につきましても三台でございしますが、個々に分けておりませんものですから、その三中学校を含めまして一式という形にさせていただきました。表記の仕方がちょっと誤解を招くようなところがあつたかと思いますが、御理解いただきたいと思います。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 御質問の関係ですが、まずコンピュータ一台当たりの単価ということでございますけれども、これは一中、二中については今までの普通教室を改造いたしましたので、そこへ正規に導入するということが、三中につきましては教室等の関係でし教室、これを利用して今回のコンピュータを導入することと、三中につきましては、そういった設計をもとにいたしましたので、こういった機種すべて、一切を含めて、総額で見積もり等も私の方は取ったわけでございます。一台当たりとなりますと、全金額がここに記載したとおり五千数百万円ということでございますから、これには机とかそういったものが全部含まれておりまして、今のところちょっとコンピュータ一台幾らという細部については出してないのですけれども。（「メーカーの価格だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 暫時休憩をいたします。

午前十一時三十五分 休憩

午前十一時三十七分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） まことに申しわけございません。パソコン本体のメーカーの価格でございますけれども、PC-9801でございしますが、三十九万八千円でございます。

それから、コンピュータを二人に一台とした理由ということでございますが、これは教育上の問題でございます、私の方も当初からいろいろ研究をさせていただきましたし、この提案理由の中にもございましたけれども、技術家庭科等のそういった研究会等でもいろいろ討議をしていただきました。その中で一人一台という形も、そういった学校もありますけれども、私の方としては今申し上げましたとおり一人一台ずつでございますと、例えばわからない生徒も出てしまう。そういったことでどんどん、どんどんおくれしてしまう場合もある。そういった意味では、お互いに二人で一台ずつ操作しますと、わからない部分を他の生徒が教えたりとか、そういったお互いの協力、そういったものによって取り残される生徒がないというようなことも、他市では重視しています。私の方もそういった点を重視しまして、教育上の問題で二人に一台にしたということでございます。ひとつよろしくお願いいたします。

○十一番（松山 清君） メーカーのパソコン本体の価格はわかりました。三十九万八千円、約四十万円。それはそれとしておきます。

それから二人で一台とした理由は、私はもしかしたらこれは財政的な理由から値切ったのかなと思ったり、どうもそうではなく教育上の問題だということですが、間違いないですか。だとすれば、私はこの答弁を聞いて、あいた口がふさがらないです。まるでこれは逆な話ではないですか。教育上の問題で言えば、一人に一台というのが私はむしろ教育上当然、ぜひやるべきだと思います。（「考えの相違だよ」と呼ぶ者あり）二人に一台だったら、端的に言えば、この近辺でいっても羽村でも瑞穂でも一人に一台の形で、ここに入れるのです。それはやはり教育上の問題で、そういうふうにするわけです。二人に一台でやると、一人は完全に自分のものがなくなるわけですから。協力というふうにうまくいことを言うけれども、多少コ

ンピューターに興味がない子だったら、遊んでしまいます。これは実際に二人に一台で入れているところを例にしますと。全く一人の子が、何人かの子が遊んでしまうというのが現実です。だから、これは逆さな議論なんです。これから現実に――二人で一台が教育上の効果だということけれども、私はこれでは子供がそういう点では現実的にかわいそうだろうと思います。まだ検討の余地が今後あるわけですから、次からでもする気があれば当然やっていただかなければならないと思います。またどうしても二人に一台の方が教育上いいのだと言え、これはあと半年なりすれば、どういう実態になるかすぐわかるわけです。余りそう逆さなことを言わない方が私はいいいと思いますけれども、この程度にしておきます。また総務委員会です。

○四番（吉沢嘉翁君） 総務委員会にかかるようですから、一つだけ聞いておきたいのですが、これは納期が書いてありません。いつから実施されるのか、その点と、それからこれはハードだけの入札価格です。ソフトがないとただの箱になってしまいうのですけれども、教育教材用のソフトというのがあると思うのですが、それはまた別の補正で入ってくるのですか。その辺のところの御説明をちょっとお願いしたいと思います。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 一応、納期は三月末ということでございます。それから、ソフトにつきましては、平成五年度の予算で購入させていただきたいというふうに考えております。

○四番（吉沢嘉翁君） 来年度から教材として使おうとしているわけですが、ところが来年度予算で計上して、ソフトを購入してということになると、間に合うのですか。

それとソフトの内容、まさか子供にゲームだけやらせるわけではないでしょうから、市販のものをポンと買って使うというわけにもいかないと思うのです。やはり福生市の教育委員会としての教材としてのソフトというものをどのようにお考えになっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 失礼いたしました。一部ソフトウェアについてもこの中に入っております。さらに以後のものについては平成五年度の当初予算で計上させていただくというふうになってます。

○四番（吉沢嘉翁君） そうしますと、この中に含まれているソフトの価格というものはどうなのでしょう。ちょっと御説明を願いたいと思います。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩をいたします。

午前十一時四十五分 休憩

午前十一時四十七分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一時まで休憩をいたします。

午前十一時四十八分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 貴重なお時間にもかかわらず、私の答弁の不手際によりまして、議事の進行をおくらせてしまいました。まことに申しわけなくおわび申し上げます。ところでございます。

先ほどの吉沢議員さんのソフトの関係についての御答弁を申し上げます。ソフトにつきましては、ネットワークに関するソフトと、アプリケーションソフトの両方をあわせて、この金額に入っておりますけれども、（約一千九百万円程度だろう）というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○十八番（上野重勝君） 時間もございませんで、一つ御質問を申し上げます。

先ほどちょっと説明の中にもあったようなのですが、別表の「取得する動産の種類及び数量」の中の、設置場所が「福生市立中学校」というふうになっておりますけれども、学校設置条例によりまして、「福生市立中学校」というのはございせん。中にあるのは「福生市立第一中学校、第二中学校、第三中学校」でございますので、これは不正確な記載だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○助役（野澤久人君） 別表の中に、確かに「設置場所」という形で「福生市立中学校」という書き方をさ

せていただいてしまっているわけですが、「設置場所」ということになりますと確かに今御指摘をいただきましたように「福生市立第一中学校、第二中学校、第三中学校」という記載が正しいというふうに思いますので、この際まことに申しわけないことでございますけれども、訂正方をさせていただきますというふうに思っておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） この際、申し出のとおり今会期中に訂正することによって御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって訂正することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後一時三分 休憩

午後一時二十五分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際議会運営委員長 齋藤 巽君から報告がありますので、お願いをいたします。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。議案の訂正について協議をいたしました結果、事務手続きの関係上、本日の本会議終了前までに提出を願うことと決定いたしましたので、御報告させていただきます。

○議長（赤星行人君） ただいま委員長から報告されたとおり進めますので、よろしくお願いをいたします。ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百八号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十一、議案第百九号、市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 佐藤喜一郎君登壇）

○建設部長（佐藤喜一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号、市道路線の認定について御説明申し上げます。

今回お諮りするのは、市道三一七号線でございます。この路線は、福東グラウンドの北側に位置し、主要地方道七号杉並・五日市線、つまり都道五日市街道と、市道六八号線を結ぶ、幅員四・五メートル、延長五十三・三メートルの道路であります。

道路法第八条の規定により、認定しようとするものであります。起点を大字熊川一五九九の二番地先に、終点を大字熊川一五九八一番地先と定めるものであります。

なお、供用開始につきましては、平成五年九月ごろを予定しております。

以上、大変雑駁な説明であります。慎重御審議の上、原案どおり御認定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百九号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 日程第十二、陳情第四—二十号、「保険でよい入れ歯」を要望する意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情について御意見がありましたら、お願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で意見を終わります。

陳情第四—二十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(赤星行人君) 日程第十三、陳情第四—二十一号、原爆被害者援護法即時制定の促進を求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたら、お願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で意見を終わります。

陳情の第四—二十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(赤星行人君) 日程第十四、陳情第四—二十二号、法務局の大幅増員に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたら、お願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で意見を終わります。

陳情第四—二十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(赤星行人君) 暫時休憩をいたします。

午後一時三十二分 休憩

午後一時三十六分 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告がありますので、事務局長から報告いたします。

(古谷議会議務局長報告)

一、議案の訂正について(議案第八号)(別添参照)

○議長(赤星行人君) 理事者から発言の申し出がありますので、発言を願います。

○助役(野沢久人君) 大変貴重な時間をお取りいただきまして、まことに申しわけなく存ずるところでございます。

またたびたび内容についての訂正等させていただいているところでございまして、まことに申しわけなく存ずるところでございます。

ただいま報告がございましたように、議案の訂正の関係でございまして、議案第八号の関係の財産の取得についての部分で、訂正箇所につきましては別表の「設置場所」の欄中「福生市立中学校」というのを「福生市立福生第一中学校、福生市立福生第二中学校、福生市立福生第三中学校」に、数量の欄中「一式」となっておりますのを「各一式」に、まことに申しわけありませんが、御訂正方よろしくお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 理事者の発言は終わりました。

○議長（赤星行人君）お諮りいたします。議案の訂正については、このとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（赤星行人君）御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。お諮りいたします。委員会審査のため、明十二日から二十日までの九日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって明十二日から二十日までの九日間、休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君）なお次回本会議は十二月二十一日午前十時から開きます。本日はこれをもって散会いたします。

午後一時三十六分 散会

（写）

福総文発第二千五百二十八号

平成四年十二月十一日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の訂正について

平成四年第四回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第百八号 財産の取得について

| 訂 正 箇 所    | 誤             | 正                                         |
|------------|---------------|-------------------------------------------|
| 別表 設置場所の欄中 | 福 生 市 立 中 学 校 | 福生市立福生第一中学校<br>福生市立福生第二中学校<br>福生市立福生第三中学校 |
| 同表 数量の欄中   | 一式            | 各一式                                       |

第四日目（十二月二十一日）